

一宮市 ICT 支援員業務委託
一般競争入札公告

一宮市告示第 295 号

一宮市 ICT 支援員業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号）第 35 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 19 日

一宮市長 中野 正康

1 案件に関する事項

(1) 案件名称

一宮市 ICT 支援員業務

(2) 案件の仕様等

「一宮市 ICT 支援員業務委託仕様書」で示す仕様とする。

(3) 契約期間

契約の日から 2029 年 3 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

履行期間

2026 年 9 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで

(4) 当該案件の「入札説明書」及び「仕様書」入手方法

2026 年 6 月 19 日から 2026 年 6 月 29 日に一宮市公式ウェブサイトアクセスし、ダウンロードして入手すること。

アドレス：

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kyouiku/kyouikusoumu/1044248/1044249/1075956.html>

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 公告日において、令和 8・9 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に記載されている本社（本店を含む）、又は支社（支店、営業所及び事業所を含む。）の住所が、愛知県内又は近隣市町であること。なお近隣市町とは次のとおりとする。

（近隣市町一覧）

岐阜県 大垣市、海津市、各務原市、岐阜市、羽島市、瑞穂市、安八郡安八町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、養老郡養老町

- (4) 別紙「一宮市 ICT 支援員業務委託仕様書」に記す市の要求する条件に対応できる能力があること。
- (5) この公告の日から開札の日までの期間において、一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) この公告の日から開札の日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

一宮市教育部総務課 学校事務グループ

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（郵便番号 491-8501）

電話（0586）85-7070

電子メール：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp

4 入札に関する事項

- (1) 入札方法 1 (4) の「入札説明書」に示すとおり
- (2) 入札方式 一般競争入札
- (3) 入札参加申出期間 2026 年 6 月 19 日（金）午前 9 時から
2026 年 6 月 29 日（月）午後 5 時まで
- (4) 質問申請期間 2026 年 6 月 19 日（金）午前 9 時から
2026 年 6 月 29 日（月）午後 5 時まで
- (5) 入札及び開札日時 2026 年 7 月 3 日（金）午前 10 時
- (6) 入札及び開札場所 一宮市役所本庁舎 5 階 502 会議室
- (7) 見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札に際しては、関係法令、一宮市契約規則及び一宮市物品購入関係入札者心得書等を熟読すること。

5 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

7 入札の無効

一宮市物品購入関係入札者心得書第 14 条及び一宮市契約規則第 37 条の規定に該当する入札並びに本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

8 暴力団排除

- (1) 契約の締結

入札（開札）の日から契約締結の日までの期間において、落札者が暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

9 契約書作成 要